

第85期中 中間連結貸借対照表

(平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	44,845	預金	2,102,407
コールローン及び買入手形	111,296	債券貸借取引受入担保金	295,218
買入金銭債権	1,175	借入金	15,145
商品有価証券	6	外国為替	124
金銭の信託	23,187	社債	34,400
有価証券	863,259	新株予約権付社債	8,220
貸出金	1,448,544	その他負債	15,672
外国為替	4,822	退職給付引当金	633
その他資産	44,458	負債のれん	12
有形固定資産	21,202	支払承諾	38,315
無形固定資産	3,351	負債の部合計	2,510,150
繰延税金資産	17,743	(純資産の部)	
支払承諾見返金	38,315	資本金	48,001
貸倒引当金	△14,849	資本剰余金	31,764
		利益剰余金	16,866
		自己株式	△ 161
		株主資本合計	96,471
		その他有価証券評価差額金	△ 149
		繰延ヘッジ損益	△ 42
		評価・換算差額等合計	△ 192
		少数株主持分	931
		純資産の部合計	97,209
資産の部合計	2,607,360	負債及び純資産の部合計	2,607,360

注1. 中間連結計算書類の作成方針は以下のとおりであります。
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- | | |
|------------------|----|
| ① 連結される子会社及び子法人等 | 4社 |
| 池銀総合保証株式会社 | |
| 株式会社 ジェーアイ | |
| 池銀リース株式会社 | |
| 池銀キャピタル株式会社 | |
| ② 非連結の子会社及び子法人等 | 7社 |
| 池田ビジネスサービス株式会社 | |
| ハイ・ブレーション株式会社 | |
| 池銀投資顧問株式会社 | |
| 池銀オフィスサービス株式会社 | |
| 株式会社 ディーアイ | |
| 株式会社 ブイアイ | |
| 池田モーゲージサービス株式会社 | |

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- (2) 持分法の適用に関する事項
- | | |
|------------------------------|----|
| ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 | 0社 |
| ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 | 8社 |
| 池田ビジネスサービス株式会社 | |
| ハイ・ブレーション株式会社 | |
| 池銀投資顧問株式会社 | |
| 池銀オフィスサービス株式会社 | |
| 株式会社 ディーアイ | |
| 株式会社 ブイアイ | |
| 池田モーゲージサービス株式会社 | |
| 株式会社 自然総研 | |

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
- | | |
|------|----|
| 9月末日 | 4社 |
|------|----|

- (4) のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
2. 当行の中間連結貸借対照表は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
5. 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
6. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
7. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
8. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産の減価償却は、主として定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
動 産	2年～15年
9. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
10. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
11. 当行の外貨建の資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
12. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,493百万円であります。

13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（7,392百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

また、厚生年金基金の代行部分に係る会計基準変更時差異は返上時に全額費用処理しております。

14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
17. 関係会社の株式及び出資総額（子会社の株式を除く） 4,331百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 17,289百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額 245百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,778百万円、延滞債権額は16,330百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は353百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,194百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は44,657百万円であります。
なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は37,039百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	324,527百万円
未経過リース債権	4,589百万円
その他資産	622百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,098百万円
債券貸借取引受入担保金	295,218百万円
借入金	4,054百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券23,410百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は96百万円及び保証金は3,101百万円であります。

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。
27. 社債は、劣後特約付無担保社債であります。
28. 新株予約権付社債は、劣後特約付無担保新株予約権付社債（旧商法に基づき発行した転換社債を含む）であります。
29. 1株当たりの純資産額 3,798円04銭
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。なお、これによる影響は軽微であります。
30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	72,587	93,686	21,098
債券	375,871	366,783	△9,088
国債	316,160	306,986	△9,174
地方債	10,164	10,227	62
社債	49,546	49,570	23
その他	400,984	388,759	△12,224
合計	849,443	849,229	△214

なお、上記の評価差額に繰延税金資産86百万円を加えた額△126百万円のうち少数株主持分相当額23百万円を控除した額△150百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3,176
非上場社債	1,956
外国証券	11
投資事業組合出資金	4,503

32. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	505	505	—

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、302,681百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

（1）「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は96,321百万円であります。

（2）繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

（3）「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

（4）負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

（5）「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

（6）「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

（7）負債の部に表示していた「連結調整勘定」は、「負ののれん」として表示しております。

35. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結計算書類から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

36. 連結自己資本比率（国内基準） 12.18%